

議案第 38 号

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。